

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
住民接種 実施計画（3．7版）

令和5年8月

黒 滝 村

新型コロナウイルス感染症対策に係る住民接種

実施計画（3. 7 版）もくじ

第 1 趣旨 1 頁

第 2 基本的事項 1 頁

第 3 接種対象者、個別通知、接種希望確認及び接種の流れ 2 頁～

1. 接種対象者の範囲

2. 接種順位

3. 接種対象者の概数

3 の 2. 初回接種の完了から 8 か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について

4. 接種対象者への個別通知

5. 接種希望確認及び接種の流れ

第 4 接種体制の構築等 6 頁～

1. 実施期間及び計画

2. 会場の設置

第 5 接種時期に実施すべき対応 1 3 頁

1. 住民に対する接種勧奨、情報提供、相談窓口

2. 移動手段のない方等への配慮

3. 安全性の確保

4. 接種後の経過観察

5. 副反応等に対する事前の情報提供と対応方法

第 6 初回接種時におけるワクチン接種即時対応登録者募集について 1 4 頁

第 6 の 2 エッセンシャルワーカーの追加接種について 1 4 頁

第 7 追加接種時におけるワクチン廃棄防止対策について 1 4 頁

※ 本頁及び本文中の下線のある箇所は、前版から更新があった部分を示しています。

第1 趣旨

昨年来より猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対応するために、令和3年2月16日付け厚生労働省発健216第1号により、厚生労働大臣から各市町村長あてに予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行うことと指示されました。

これに基づき、本村における新型コロナウイルス感染症対策にかかる、安全で効率的な住民接種体制を構築することを目的として、本計画を策定します。

なお、高齢者施設等の従事者については、別途関係団体等の体制のもとで村外接種となる見込みのため、本計画第3の「接種対象者、個別通知、接種希望確認及び接種の流れ」へ掲載することに留めます。

その他、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとします。

第2 基本的事項

1. 本村の地勢、道路交通事情及び従来からのワクチン接種実績や経験並びに医療をはじめとする社会的資本等を総合的に勘案し、本村における新型コロナウイルス感染症対策に係る住民接種は、黒滝村国民健康保険診療所（以下適宜、「診療所」という。）において集団接種を行うこととします。
2. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を希望される方に、「初回接種」として決められた期間内に2回接種し、完了後、国の方針に基づき、その都度に応じた接種を追加していきます。費用は全額公費負担で無料とします。
3. 集団接種は、村内各地域の村内接種対象者数を調整したうえで、平日の午後に行うこととし、本村における通常医療体制に過度に影響が生じることのないよう努めます。
4. 住民接種の対象者または他の患者等の感染防止対策に資するため、接種の時間的、空間的な配慮をおこないます。
5. 移動手段のない方や要介護者（支援）者、障害者等にも配慮し、安心して接種できる体制を整えます。
6. 児童、生徒、学生や働き盛りの方の接種日程では、土、日曜日の休日にも接種できる体制を整えます。また、盛夏期における接種時間等にも配慮します。
7. キャンセル等による貴重なワクチンの廃棄を極力防止するため、ワクチン接種即時対応登録者募集制度を拡充します。

第3 接種対象者、個別通知、接種希望確認及び接種の流れ

1. 接種対象者の範囲

- (1) 原則として黒滝村の住民基本台帳に記録されている方のうち「初回接種」は12歳以上の方を対象とし、「追加接種」は18歳以上の方を対象として行います。
- (2) 上記(1)に加え、5歳から11歳の小児を「初回接種」の追加対象とします。
- (3) 上記(1)及び(2)に加え、生後6ヶ月から4歳の乳幼児を「初回接種」の追加対象とします。
- (4) 上記(1)及び(2)に加え、5歳から11歳の小児を「追加接種」の追加対象とします。
- (5) 上記(1)に加え、12歳以上17歳以下の方を「追加接種」の追加対象とします。
- (6) 上記(1)を経て、「4回目接種」は60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象として行います。
- (7) 上記(6)に加え、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を「4回目接種」の追加対象とします。
- (8) 上記接種を経て、「初回接種」を完了した12歳以上の方に「オミクロン株対応ワクチン接種」を行います。
- (9) 上記接種を経て、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方、並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象に、「令和5年春開始接種」を行ないます。
- (10) 上記(4)に加え、初回接種を完了した5歳から11歳の小児を「オミクロン株対応ワクチン接種」の追加対象とします。
- (11) 上記接種を経て、「初回接種」を完了した5歳から11歳の小児及び12歳以上の方に「令和5年秋開始接種」を行います。
- (12) 新型コロナワクチンの接種日に、住民基本台帳に記載されていないが、やむを得ない事情があると村長が認める方についても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができることとします。

2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、接種順位は国から示された予防接種の手引きに基づき、以下のとおりとします。

- 1 高齢者
- 2 基礎疾患を有する者
- 3 医療従事者
- 4 高齢者施設等の従事者
- 5 60～64歳の者
- 6 上記以外の12歳以上の者
- 7 5歳から11歳の小児
- 8 生後6ヶ月から4歳の乳幼児

3. 接種対象者の概数

接種対象者の算定は以下のとおりとします。

医療従事者	総人口の3%を想定	20人
-------	-----------	-----

高齢者 (65 歳以上の者)	令和 2 年度住民基本台帳年齢階級別人口の 75 歳以上の後期高齢者のうち、高齢順に 100 人	100 人
	上記以外の高齢者	251 人
基礎疾患を有する者	総人口の 8.2% (20～64 歳の場合)	55 人
高齢者施設等の従事者	総人口の 1.6%	11 人
60～64 歳の者	令和 2 年度住民基本台帳年齢階級別人口の 60～64 歳の者の合計	46 人
上記以外の 12 歳以上の者	総人口の内 12 歳以上の者から上記の者を除いた人数	150 人
5～11 歳の小児	令和 4 年 2 月 1 日現在の人数	17 人
生後 6 ヶ月～4 歳の乳幼児	令和 4 年 10 月 1 日現在の人数	15 人
合 計		645 人

※ 総人口は令和 3 年 5 月末日、669 人として算出。

※ 「高齢順に 100 人」について、先行医療従事者と同時接種の場合は合わせて 100 人となる。

※ 上記の他、やむを得ない事情があると村長が認めた方に接種することができる。

(参考) 初回接種完了者人数 551 人 (令和 5 年 7 月末日現在)

追加接種完了者人数 515 人 (同上)

4 回目接種完了者人数 426 人 (同上)

3 の 2. 初回接種の完了から 8 か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について

新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から 8 か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について、次のとおりとします。

(1) 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対する追加接種

医療従事者等への接種及び重症化のリスクが高い入所者が多い高齢者

施設等における接種を優先し、初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施する。

(2) その他の高齢者に対する追加接種

上記(1)以外の高齢者は、令和4年2月以降において、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができることとする。

(3) その他者に対する追加接種

上記(1)及び(2)以外の者は、令和4年3月以降において、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができることとする。また、上記(1)及び(2)の接種に一定の完了が見込まれた段階で、令和4年3月を待たずに追加接種を実施することも可能とする。

(4) 速やかな接種の推進

ワクチン量や体制等余力がある場合、ワクチンの有効活用等観点から最大限活用して、初回接種から7か月以上が経過した者に次いで、初回接種から6か月以上が経過した者にできるだけ多く接種を推進することとする。

(5) 4回目接種の間隔

4回目接種は、3回目接種から5か月以上の間隔をおいて実施する。

(6) 追加接種の間隔の短縮

4回目接種実施計画策定を機会に、上記(1)から(4)に掲げる追加接種について、その間隔を短縮し、5か月以上経過した者に接種できることとする。

(7) 5歳から11歳の小児における「追加接種」の間隔

5歳から11歳の小児における「追加接種」は、初回接種の完了から5か月以上経過した児に接種できることとする。

(8) オミクロン株対応ワクチン接種の間隔

オミクロン株対応ワクチン接種を行なう場合の直近の接種からの間隔を、「5か月以上」から「3か月以上」に短縮して実施する。

(9) 生後6ヶ月から4歳の乳幼児における「初回接種」(1回～3回目接種)の間隔

原則20日(18日以上)の間隔をおいて2回接種し、その後55日以上の間隔をおいて1回接種する。

(10) 令和5年春開始接種の間隔

令和5年春開始接種は、初回接種を完了し、前回の接種から3か月以上経過した者に接種できることとする。

(11) 5歳から11歳の小児におけるオミクロン株対応ワクチン接種の間隔

5歳から11歳の小児におけるオミクロン株対応ワクチン接種は、初回接種を完了し、前回の接種から3か月以上経過した児に接種できることとする。

(12) 令和5年秋開始接種の間隔

令和5年秋開始接種は、初回接種を完了し、前回の接種から3か月以上経過した者に接種できることとする。

4. 接種対象者への個別通知

(1) 初回接種

国から示された予防接種の手引きの接種順位に従い順次、クーポン券をはじめとする次の書類を各個人あてに通知（郵送）します。

通知書類	①通知文書兼接種希望確認書 ②クーポン券 ③接種希望確認書返信用封筒 ④説明資料等
------	--

(2) 追加接種、4回目接種及びオミクロン株対応ワクチン接種

順次対象となる方へ、接種券一体型予診票など次の書類を各個人あてに通知（郵送）します。

通知書類	①通知文書兼接種希望確認書 ②接種券一体型予診票 ③接種済証 ④接種希望確認書返信用封筒 ⑤説明資料等
------	---

※ 間違い接種防止の観点から、オミクロン株対応ワクチン接種時には、追加接種または4回目接種未完了者における②及び③を活用することとし、改めて新規配付はしません。（紛失等による再発行可）

※ 令和5年秋開始接種は、65歳以上の対象となる方へ、接種券一体型予診票など上記書類を各個人あてに通知（郵送）します。

その他の方は、接種希望の連絡があれば、同様に通知します。

5. 接種希望確認及び接種の流れ

(1) 初回接種

- ア 新型コロナワクチンの接種は、接種を受ける方の同意がある場合に限り 受けることになりますので、接種に同意する方は、通知文書下部の「**接種希望確認書**」に必要事項を記載のうえ、接種希望確認書返信用封筒に入れて投函、若しくは村保健福祉課窓口に届けていただきます。
- イ 村は、接種希望確認書を確認したうえで、あらためて接種希望者に、接種日時等を指定した接種案内書に予診票の用紙を添えて通知（郵送）します。
- ウ 接種希望者は、予め予診票に必要事項を記入して、指定された接種日時に、次のものをお持ちいただき、診療所において1回目の接種を受けていただきます。

当日の持ち物	①クーポン券 ※切り離さずにそのまま ②本人確認書類（運転免許証、健康保険証等） ③予診票（事前記入） ④乳幼児及び小児等は母子手帳
--------	---

※この1回目の接種時に、2回目の接種案内をさせていただく予定です。

（2）追加接種、4回目接種及びオミクロン株対応ワクチン接種

- ア 接種を受ける方の同意がある場合に限り受けることになりますので、接種に同意する方は、通知文書下部の「**接種希望確認書**」に必要事項を記載のうえ、接種希望確認書返信用封筒に入れて投函、若しくは村保健福祉課窓口に届けていただきます。
- イ 村は、接種希望確認書を確認したうえで、あらためて接種希望者に、接種日時等を指定した接種案内書等を通知（郵送）します。
- ウ 接種希望者は、予め接種券一体型予診票に必要事項を記入して、指定された接種日時に、次のものをお持ちいただき、診療所において接種を受けていただきます。

当日の持ち物	①接種券一体型予診票（事前記入） ②接種済証 ③本人確認書類（運転免許証、健康保険証等） ④小児等は母子手帳 ※追加接種に限る。
--------	---

第4 接種体制の構築等

1. 実施期間及び計画

国の指示に基づき令和3年2月17日から令和6年3月末日までとしますが、効率的な接種に資するため、集団接種を次のとおり計画します。（令和5年度末まで1年延長）

【初回接種 1 回目】

順位別	対象者等	日 程	時間帯等
医療従事者及び高齢者	医療従事者及び 75 歳以上のうち、高齢順に 100 名の方	令和 3 年 4 月 22 日（木） 〃 26 日（月）	午後 1 時～5 時 ※30 分単位の時間帯を設定して個別に通知します。
	上記以外の 65 歳以上の方	5 月 24 日（月） 〃 25 日（火） 〃 27 日（木） 6 月 3 日（木）	
基礎疾患を有する者	上記以外の基礎疾患を有する方		
60～64 歳の者	同左 ※第 6 黒滝村ワクチン接種即時対応登録者募集について（9 頁）参照	7 月 29 日（木） 〃 31 日（土） 8 月 3 日（火） 〃 8 日（日）	平日（火・木）は午後 3 時～5 時 休日（土・日）は午前中 ※30 分単位の時間帯を設定して個別に通知します。
上記以外の 12 歳以上の者	同左 ※同上		
5～11 歳の小児	同左	令和 4 年 3 月 22 日（火） 3 月 23 日（水）	午後 4 時～8 時
		4 月 16 日（土）	午前 9 時 30 分～12 時、午後 1 時～5 時
		4 月 30 日（土）	午後 4 時～8 時
		5 月 6 日（金） 5 月 20 日（金）	午後 5 時 30 分～8 時 30 分
生後 6 ヶ月～4 歳の乳	同左	11 月 18 日（金） 12 月 2 日（金）	午後 5 時 30 分～7 時（予定）

幼児			
----	--	--	--

【初回接種 2 回目】

順位別	対象者等	日 程	時間帯等
医療従事者及び高齢者	医療従事者及び 75 歳以上のうち、高齢順に 100 名の方	令和 3 年 5 月 14 日（金） " 18 日（火）	午後 1 時～5 時 ※30 分単位の時間帯を設定して個別に通知します。
	上記以外の 65 歳以上の方	6 月 14 日（月） " 15 日（火） " 17 日（木） " 24 日（木）	
基礎疾患を有する者	上記以外の基礎疾患を有する方		
60～64 歳の者	同左 ※第 6 黒滝村ワクチン接種即時対応登録者募集について（9 頁）参照	8 月 19 日（木） " 21 日（土） " 24 日（火） " 29 日（日）	平日（火・木）は午後 3 時～5 時 休日（土・日）は午前中 ※30 分単位の時間帯を設定して個別に通知します。
上記以外の 12 歳以上の者	同左 ※同上		
5～11 歳の小児	同左	令和 4 年 4 月 12 日（火） 4 月 13 日（水）	午後 4 時から 8 時
		5 月 7 日（土）	午前 9 時 30 分～12 時、午後 1 時～5 時
		5 月 21 日（土）	午後 4 時～8 時
		5 月 27 日（金） 6 月 10 日（金）	午後 5 時 30 分～8 時 30 分

生 後 6 ヶ 月 ～ 4 歳 の 乳 幼 児	同左	12 月 9 日 (金) 〃 23 日 (金)	午後 5 時 30 分～ 7 時 (予定)
----------------------------------	----	----------------------------	--------------------------

【乳幼児初回接種 3 回目】

順位別	対象者等	日 程	時間帯等
生 後 6 ヶ 月 ～ 4 歳 の 乳 幼 児	同左	令和 5 年 2 月 3 日 (金) 〃 17 日 (金)	午後 5 時 30 分～ 7 時 (予定)

※ 接種希望者で、やむなき事情等のため上記集団接種日程に接種できなかった方については、南奈良総合医療センター等にて接種できます。(村HP参照)

【追加接種】

対象者等	日 程	時間帯等
令和 3 年 5 月に初回接種を完了した方	令和 4 年 1 月 18 日 (火) 〃 20 日 (木)	午後 1 時～4 時 ※10 分単位の時間帯を設定して個別に通知します。
令和 3 年 6 月に初回接種を完了した方	2 月 10 日 (木) 〃 15 日 (火) 〃 17 日 (木) 〃 24 日 (木)	
令和 3 年 7 ～ 8 月に初回接種を完了した方	3 月 5 日 (土) 〃 10 日 (木) 〃 13 日 (日) 〃 17 日 (木)	休日 (土・日) は 午前中 平日 (木) は午後 1 時～4 時

		※10 分単位の時間帯を設定して個別に通知します。
初回接種完了日から6ヶ月経過した12歳以上17歳以下の方	4月29日（金）	午前9時30分～12時 午後1時～3時30分
	4月30日（土）	午前9時30分～12時
	5月13日（金） 6月 3日（金） 〃 24日（金）	午後5時30分～8時 30分
5～11歳の小児	南奈良総合医療センターが指定する日時	

- ※ 「第3 接種対象者、個別通知、接種希望確認及び接種の流れ 3の2. 初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について」（3頁）に該当する方には、可能な範囲で接種日程を繰り上げて案内します。
- ※ 接種希望者で、やむなき事情等のため上記集団接種日程に接種できなかった方については、南奈良総合医療センター等にて接種できます。（村HP参照）

【4回目接種】

対象者等	日 程	時間帯等
令和4年1月に追加接種を完了した方	令和4年 6月23日（木） 〃 30日（木）	平日（木）は午後1時～4時 休日（土）は午前中
令和4年2月に追加接種を完了した方	7月14日（木） 〃 21日（木） 〃 23日（土） 〃 28日（木）	※10 分単位の時間帯を設定して個別に通知します。

令和4年3月に追加接種を完了した方	8月18日（木） 9月1日（木）	午後1時～4時 ※10分単位の時間帯を設定して個別に通知します。
-------------------	---------------------	-------------------------------------

※ 接種希望者で、やむなき事情等のため上記集団接種日程に接種できなかった方、または令和4年4月以降追加接種を完了した方については、南奈良総合医療センター等にて接種できます。（村HP参照）

【小児オミクロン株対応ワクチン接種】

対象者等	日 程	時間帯等
初回接種を完了し、前回の接種から3か月以上経過した5～11歳の小児	南奈良総合医療センターが指定する日時	

【オミクロン株対応ワクチン接種】

対象者等	日 程	時間帯等
初回接種を完了後、直近の接種日から5か月を経過した方	令和4年 10月6日（木） 〃 13日（木） 〃 15日（土）	平日は午後1時30分～4時 休日（土）は午前中 ※10分単位の時間帯を設定して個別に通知します。
初回接種を完了後、直近の接種日から3か月を経過した方（上記第3-3の2（8）参照）のうち一定の社会機能維持事業従事者及び80歳以上の高齢者	11月19日（土） 〃 22日（火）	
初回接種を完了後、直近の接種日から3か月を経過した方（上記第3-3の2（8）参照）	12月8日（木） 〃 10日（土） 〃 15日（木） 〃 22日（木）	

【令和 5 年春開始接種】

対象者等	日 程	時間帯等
初回接種を完了し、前回の接種から 3 か月以上経過した方	令和 5 年 5 月 11 日（木） 〃 18 日（木） 〃 25 日（木）	午後 1 時 30 分～4 時

【令和 5 年秋開始接種】

対象者等	日 程	時間帯等
初回接種を完了し、前回の接種から 3 か月以上経過した方	令和 5 年 10 月 19 日（木） 〃 21 日（土） 〃 26 日（木） 11 月 2 日（木）	午後 1 時 30 分～4 時 休日（土）は午前中

※ ワクチンの配送状況によっては、変更することがあります。

2. 接種会場

接種会場は次のとおりとし、接種対象者または他の患者等の感染防止対策に資するため、受付・待合のためのテントを設営のうえ季節に応じた気温対策等も含め、空間的な配慮を行ないます。

また、駐車スペースを充分確保するとともに交通誘導員等による駐車整理を行ない円滑な誘導に努めます。

接種会場	下段以外	黒滝村大字寺戸 182 番地の 1 黒滝村国民健康保険診療所
	村の集団接種日程 後の接種及び 12～ 17 歳の追加接種	吉野郡大淀町福神 8-1 南奈良総合医療センター
	生後 6 ヶ月～4 歳の 乳幼児及び 5～11 歳の小児	

第5 接種時期に実施すべき対応

1. 住民に対する接種勧奨、情報提供、相談窓口

村は、接種対象者に個別通知の発送を行うほか、必要な情報等を村の広報・ホームページ・くろたきテレビ・FM告知放送などを用いて積極的に提供するとともに、相談窓口を設置します。

村外の高齢者施設入居者のうち、やむを得ない事情によるものとして当該施設での接種を希望する方には、必要な手続き等について丁寧に説明を行います。

また、専門的な相談対応等については県等関係機関が行うことから、関係機関と連携して対応します。

2. 移動手段のない方等への配慮

高齢者等移動手段のない方に配慮するため、希望を募り役場職員等が公用車で送迎する体制を構築します。

3. 要介護者（支援）者や障害者等への配慮

要介護者（支援）者や障害者等おひとりでの接種が困難な方については、家族同伴での接種を原則としますが、日程等は家族自身の指定日時やサービス利用状況も考慮して、安全に接種できるよう対応します。

4. 安全性の確保

予防接種の判断を行うに際して注意を要する方について、接種を行うことができるか否かに疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じた上で専門性の高い医療機関等を紹介することとします。

5. 接種後の経過観察

接種後ごくまれにアナフィラキシーなどのアレルギー症状を引き起こすことがあるため、接種後15分間、診療所待合室にて待機してもらい、村の保健師等が被接種者の状態を観察することとします。

また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方については、接種後30分程度待機してもらい、状態の観察することになります。

6. 副反応等に対する事前の情報提供と対応方法

村は、接種対象者に個別通知を発送する際に国が発行する「新型コロナワクチンを受けた後の

注意点」を同封し、副反応等の情報提供に努めます。

また、新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受付け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行います。

第6 初回接種時におけるワクチン接種即時対応登録者募集について

本村の新型コロナウイルスワクチン接種事業で使用しておりますファイザー社製のワクチンは、1バイアル（1瓶）あたり5回のワクチン接種が可能です。開封後6時間以内に接種しないと十分な免疫が得られないとされており、キャンセルが発生した場合、余りを廃棄しなければなりません。

ワクチンの供給開始にあわせて、65歳以上の高齢者から順次ワクチン接種を行なうなか、1バイアルあたり5回のワクチン接種を無駄にすることなく実施できる体制の構築が求められています。

そこで、貴重なワクチンの無駄を防ぐことを目的として、キャンセル発生時に即時案内可能な方を確保するための「ワクチン接種即時対応登録者」を募集するため、下記の対象者に個別案内をします。

◆対象者（次の何れかの方）

- 1 村に住民票がある令和3年度中に64歳から60歳（昭和32年4月2日～昭和37年4月1日生）の方で、1度も新型コロナウイルスワクチン接種をしていない方
- 2 村に住民票がないデイサービスセンター若しくは村こども園・小・中学校等に勤務する職員で、1度も新型コロナウイルスワクチン接種をしていない方

◆申込受付期間

上記1の方 令和3年5月6日（木）～5月21日（金）

上記2の方 令和3年6月25日（金）～7月9日（金）

◆申込方法（次のいずれか）

村保健福祉課に「ワクチン接種即時対応登録申込書」を窓口提出または郵送（申込受付期間内に必着）

◆申込の際にご理解いただきたい事項

- ・ ワクチンの無駄をなくすための取り組みです。
- ・ 診療所でキャンセルが発生した場合等に、対象者1は申込順に、対象者2はくじにより定めた順序にて電話でご連絡します。
- ・ 連絡後、速やかに（40分程度以内）診療所にお越しいただき、ワクチン接種を行います。
- ・ ワクチンは使用できる期限が非常に短いため、電話がつかない場合や対応いただけない場合は、次の方に連絡します。
- ・ いつご案内できるなどのお約束もできませんし、ワクチンの使用状況によっては、ご案内ができないこともあります。

第6の2 エssenシャルワーカーの追加接種について

前項に掲げた初回接種時におけるワクチン接種即時対応登録者募集対象者のうち、村に住民票がないデイサービスセンター若しくは村こども園・小・中学校等に勤務する職員の追加接種については、当該職員を地域における社会機能を維持するために必要な事業の従業者（「エssenシャルワーカー」と言う。）と位置づけ、希望者を接種日程に組み入れることとします。

第7 追加接種時におけるワクチン廃棄防止対策について

前述のとおり追加接種は、初回接種完了後原則8か月以上の間隔をおいて接種することになりますが、追加接種時に使用するファイザー社製のワクチンは1バイアル（1瓶）あたり6回のワクチン接種が可能となるため、接種希望者の日程調整結果を踏まえ各接種日の接種人数を、接種間隔6か月以上で接種間隔が最も広い方の年齢順に随時接種案内をして、できる限り6の倍数になるよう調整します。

また、当日キャンセル発生時においても、接種間隔6か月以上の医療従事者をはじめとする即時対応者による補充策を講じて、ワクチン廃棄防止に努めます。